

小学校入学前に、学用品費を支給します！

令和7年度就学援助制度(新入学児童学用品費)入学前支給のお知らせ

鎌倉市では、経済的な理由でお子さんの就学にお困りの方に対し、費用の一部を援助しています。

申請期間

令和7年(2025年)

11月25日(火)~12月5日(金)必着

支給時期

令和8年(2026年)

2月上旬頃

学用品費(新入学)

57,060円



1 対象になる方

以下のいずれにも該当する場合に、申請いただいた保護者に対して支給します。

- ✓ 令和7年12月1日時点で、鎌倉市に住民登録がある（市外に転出した場合は対象外）
- ✓ お子さんが、令和8年4月から鎌倉市立小学校の1年生になる
- ✓ 生活保護を受給していない
- ✓ 他市区町村で、就学援助制度に基づく新入学児童学用品費に類するものを受けていない
- ✓ 世帯全員の所得（令和6年中）が、生活保護需要額の1.5倍以下である

●所得限度額の目安（生計が同一である家族全員の所得の合計額）

世帯 人数	世帯構成(例)	所得限度額の目安	
		持家の場合	借家の場合
2人	父または母(20~40歳)1人、新小学生1人	2,600,000円	3,400,000円
3人	父または母(20~40歳)1人、中学生1人、新小学生1人	3,400,000円	4,300,000円
4人	父母(20~40歳1人、41~59歳1人)、中学生1人、新小学生1人	4,300,000円	5,100,000円
5人	父母(20~40歳1人、41~59歳1人)、中学生2人、新小学生1人	5,000,000円	5,800,000円

※所得限度額は、世帯人数や年齢構成によって変わります。上記の額を下回っても不認定となる場合や、上回っても認定される場合がありますので、あくまでも目安としてご覧ください。

※認定についての可否は、お問い合わせいただいても、事前にはお答えできません。

2 支給する金額

57,060円（鎌倉市立小学校に入学予定の未就学児1人につき）

3 申請方法

(1) 電子で申請（スマートフォン・パソコンから申請）

鎌倉市電子申請システム e-kanagawa から申請できます。

(2) 郵送で申請

申請に必要なものを準備し、下記へ郵送してください。

電子申請はこちらから



送付先：〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

4 申請に必要なもの

(1) 就学援助費交付申請書

市役所窓口（学務課）・市ホームページからダウンロードにて入手できます。

スマートフォン・パソコンから申請する場合は不要です。

市ホームページはこちら



(2) 家賃等の金額がわかるもの

※借家（借地）や賃貸住宅、社宅等に住んでいて、家賃等の支払いがある場合のみ
以下のいずれか

- ・賃貸契約書の写し（契約者、家の所在地、契約期間、家賃額がわかる箇所）
- ・通帳の写し（口座名義人がわかるページ、家賃等の支出がわかるページ3か月分）
- ・領収書の写し（3か月分）

(3) 令和6年中（令和6年1月～12月）の所得がわかるもの

※令和7年1月1日時点で鎌倉市に住民登録がない方や、所得申告をしていない方のみ
以下のいずれか

- ・令和6年源泉徴収票の写し（又は令和6年確定申告書の写し）
- ・令和7年度市県民税課税（非課税）証明書（令和7年1月1日の住民登録市町村で取得）

5 申請期間

令和7年（2025年）11月25日（火）から 12月5日（金）まで（必着）

6 結果通知及び支給日程

- ・令和8年（2026年）1月中旬までに、認定結果を全員に通知
- ・令和8年（2026年）2月上旬に、交付決定者の口座に振り込み

7 注意事項

- ・新入学児童学用品費は、通常は就学後に申請に基づいて支給する「就学援助費」の一部を、入学準備費用として前倒しして支給するものです。
- ・兄弟が令和7年度に就学援助制度の対象者として認定されている方も、申請が必要です。
- ・今回申請しない場合や認定されなかった場合でも、令和8年度に就学援助制度に申請し、認定されると令和8年6月に同額を支給します（申請期間は、2月中旬～5月末を予定）。
※令和8年度分は、令和7年中の所得と令和7年12月時点の世帯状況を基に判定します。
- ・新入学児童学用品費以外の就学援助費の支給については、入学後に別途申請が必要です。

《問い合わせ先》 平日午前9時から午後5時まで
鎌倉市教育委員会 学務課学務担当
電話：0467-61-3796（直通）
メール：gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp